

協議第18号

合併協定項目19 慣行の取扱いについて

慣行の取扱いについて、協議を求める。

平成20年7月22日提出

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会  
会 長 田 中 暄 二

| 項 目  | 合併協定項目19 慣行の取扱い |
|------|-----------------|
| 調整方針 |                 |

平成20年7月22日（確認・継続協議）

## 合併協定項目協議資料

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会

| 合併協定項目      | 19 慣行の取扱い   |
|-------------|---|
| 調整方針<br>(案) | <p>慣行の取扱いについては、次のとおり定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 新市の市章は、新市において定める。</li><li>(2) 新市の市民憲章、市の花、市の木、宣言、市の歌及びシンボルマーク等については、新市において調整する。</li><li>(3) 名誉市民の根拠となる制度については、新市において速やかに定める。なお、すでに久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町においてその称号を贈られている名誉市・町民については、新市に引き継ぐ。</li><li>(4) 成人式は、新市において調整する。</li><li>(5) 市民の踊りについては、新市において検討する。ただし、現在の久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の踊りは、それぞれの地域の踊りとする。</li></ol> |

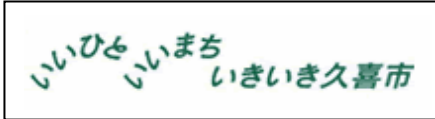


## 合併協定項目協議資料

|                   |  |   |
|-------------------|--|---|
| 合併協定項目            | 19 慣行の取扱い  |   |
| 1 現況              |  |   |
| (1) 市・町章、憲章等      |  |   |
| 項目                | 久喜市  | 菖蒲町   |
| 市・町章              | <p>昭和39年9月19日制定</p> <p>「久」を2つ組み合わせ、中の白くあいた部分で「キ」と読ませ、三角形で市の安定と発展及び向上を表現しています。久喜南中学校美術部の作品です。</p> <p>市章デザイン</p>  | <p>昭和35年5月26日制定</p> <p>旧菖蒲町を中心として合併した5町村の和と力強い団結、発展を象徴したものです。</p> <p>町章デザイン</p>  |
| 市・町民憲章<br>※別紙のとおり | 久喜市民憲章<br>昭和46年10月1日発表   | 菖蒲町民憲章<br>昭和59年5月5日制定   |
| 市・町の花・木等          | <p>① 市民の花：梨の花</p> <p>② 市民の木：いちょう</p> <p>〔昭和49年10月1日、市制〕<br/>〔施行3周年を記念して指定〕</p>   | <p>① 町の花：アヤメ</p> <p>② 町の木：桜</p> <p>③ 町の鳥：白さぎ</p> <p>〔昭和59年5月5日、町村合併30周年を記念して指定〕</p>   |
| 宣言<br>※別紙のとおり     | 「人間尊重・平和都市」宣言<br>平成元年7月1日制定  | 非核・平和都市宣言<br>昭和62年9月17日   |
| 市・町の歌             | 久喜市民歌 喜びの街<br>昭和46年10月1日発表   | なし  |

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会

| 栗橋町  | 鷺宮町   | 備考 |
|--|---|----|
| <p>昭和42年11月27日制定</p> <p>二重の円形は、町民の融和と団結を意味し、上部のクの文字は、未来へはばたく鳥形を表わし、栗橋町の限りない発展を象徴しています。</p> <p>町章デザイン</p>  | <p>昭和30年3月制定</p> <p>大和・平和・協和・親和の四つの和を意味し、かたかなの「ワ」を四つの周囲に配し、真ん中の「宮」を包んでいます。</p> <p>町章デザイン</p>  |    |
| <p>栗橋町民憲章<br/>昭和57年8月1日制定</p>  | <p>町民憲章<br/>平成7年10月29日制定</p>  |    |
| <p>① 町の花：サルビア<br/>② 町の木：キンモクセイ<br/>(昭和54年5月1日制定)</p>   | <p>① 町の花：コスモス<br/>② 町の木：月桂樹<br/>(昭和54年11月2日制定)</p>  |    |
| <p>栗橋町平和都市宣言<br/>平成元年3月29日制定<br/>栗橋町健康福祉都市宣言<br/>平成9年9月29日制定</p>   | <p>「人権尊重・平和都市」宣言<br/>平成5年9月1日制定</p>   |    |
| <p>栗橋町町民愛唱歌<br/>「きらめき・トキメキ・彩り」<br/>平成9年11月9日発表</p>   | <p>鷺宮町民歌<br/>昭和50年7月制定</p>  |    |

## 合併協定項目協議資料

| 合併協定項目   | 19 慣行の取扱い   |  |
|----------|---|--|
| 項目       | 久喜市   | 菖蒲町  |
| シンボルマーク等 | <p>① キャッチフレーズ<br/>「いいひと いいまち いきいき久喜市」<br/>平成11年2月15日制定</p> <p>② ロゴマーク<br/>平成12年1月制定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  </div> <p>③ シンボルマーク<br/>平成11年11月4日制定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">  </div> | <p>① キャッチフレーズ<br/>なし</p> <p>② ロゴマーク<br/>なし</p> <p>③ シンボルマーク<br/>町制40周年を記念して公募にて平成6年11月3日制定<br/>緑色の楕円は緑豊かな田園を、オレンジ色の楕円は町の発展と町民の調和を、水色のS字は見沼代用水路の流れと菖蒲町の頭文字をあらわしている。</p> <div style="text-align: center;">  </div> |
| 名誉市・町民制度 | 久喜市名誉市民に関する条例<br>昭和41年10月10日制定<br>名誉市(町)民4名(現存者1名)  | 菖蒲町名誉町民条例<br>昭和57年2月23日制定<br>名誉町民6名(現存者1名)   |

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会

| 栗橋町  | 鷺宮町  | 備考 |
|--|--|----|
| <p>① キャッチフレーズ<br/>なし</p> <p>② ロゴマーク<br/>なし</p> <p>③ シンボルマーク<br/>なし</p> | <p>① キャッチフレーズ<br/>なし</p> <p>② ロゴマーク<br/>なし</p> <p>③ シンボルマーク<br/>なし</p> |    |
| <p>栗橋町名誉町民条例<br/>昭和47年9月29日制定<br/>名誉町民1名</p>                           | <p>鷺宮町名誉町民に関する条例<br/>昭和54年3月20日制定<br/>名誉町民2名</p>                       |    |

## 合併協定項目協議資料

| 合併協定項目  |      | 19 慣行の取扱い   |   |
|---------|------|---|---|
| (2) 行事等 |      |   |   |
|         | 項目   | 久喜市   | 菖蒲町   |
| 成人式     | 目的   | 新成人の門出を祝い励ますとともに、大人としての自覚を促す。   | 成人としての言動と責任について自覚を促すとともに、成人となったことを祝福する。   |
|         | 主催   | 久喜市<br>久喜市教育委員会   | 菖蒲町<br>菖蒲町教育委員会   |
|         | 開催日  | 成人の日の前日の日曜日   | 成人の日の前日の日曜日   |
|         | 会場   | 久喜総合文化会館（大ホール）  | 生涯学習文化センター（文化ホール）   |
|         | 対象   | 前年の4月2日～当年4月1日生まれの市内在住者（外国人登録者を含む。）<br>出席を希望する転出者も出席可。                  | 町内在住又は、町内中学卒業の前年の4月2日～当年4月1日生まれの方。<br>出席を希望する転出者も出席可。   |
|         | 運営方式 | 新成人である実行委員により運営（受付、司会、指揮、ピアノ伴奏、誓いのことば）                                  | 町が運営。現在、実行委員方式を検討中。   |
|         | 内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・式典</li> <li>・20歳のつどい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・式典</li> <li>・アトラクション</li> <li>・記念写真撮影</li> <li>・おしゃべりルーム</li> </ul> |
| 踊り      | 名称等  | 新久喜音頭<br>昭和46年10月1日発表   | 菖蒲音頭<br>昭和35年7月発表   |

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷺宮町合併協議会

| 栗橋町  | 鷺宮町   | 備考 |
|--|---|----|
| 成人したという自覚を持つよう促すとともに幼少のころより共に過ごした友人たちとお互いの成長を喜び、祝うことを目的とする。                              | 新成人の門出を祝い励ますとともに、社会人としての自覚を促す。  |    |
| 栗橋町<br>栗橋町教育委員会  | 鷺宮町<br>鷺宮町教育委員会   |    |
| 連休の間（1月第2日曜日）  | 成人の日（1月第2月曜日）   |    |
| 栗橋町総合文化会館（イリスホール）  | 鷺宮庁舎4階  |    |
| 前年の4月2日～当年4月1日生まれの町内在住者（外国人登録者を含む。）<br>出席を希望する転出者も出席可。                                   | 前年の4月2日～当年4月1日生まれの市内在住者（外国人登録者を含む。）<br>出席を希望する転出者も出席可。                  |    |
| 新成人である実行委員により運営（受付、司会、指揮、ピアノ伴奏、誓いのことば）   | 新成人である成人式準備委員により運営（司会、記念品受取り代表、誓いのことば）                                  |    |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・式典</li> <li>・記念写真撮影</li> <li>・アトラクション</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・式典</li> <li>・はたちのつどい</li> </ul> |    |
| 栗橋音頭<br>昭和47年7月発表<br>南栗橋音頭<br>平成元年1月発表   | わしの宮音頭<br>昭和50年7月制定   |    |



## 別紙

|   |
|---|
| <p>久喜市<br/>久喜市民憲章</p> <p style="text-align: right;">昭和 46 年 10 月 1 日発表</p> <p>久喜市民憲章を定めたので、次のとおり公表する。</p> <p style="text-align: center;">久喜市民憲章</p> <p>静かな自然にかこまれた私たちのまちは、長い歴史と、多くの先輩たちの努力の積み重ねの結果、発展して久喜市となりました。このまちは、市民の生活の場であるとともに共通のいこいの郷土でもあります。</p> <p>この久喜市を更に明るく、豊かな理想的田園都市にするため、ここに市民憲章を定めます。</p> <p>私たち市民は、心を合わせ手をつなぎあって、これを実行しましょう。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 教養を高め、文化を尊び、みんなの力を結集して明るい伸びゆくまちをつくりまします。</li><li>1 草木を愛し、道路や公共物を大切にし、公害のない緑あふれるまちをつくりまします。</li><li>1 交通道徳をはじめ、すべてのきまりを守り、秩序ある平和なまちをつくりまします。</li><li>1 老人や子どもを大切にし、しあわせな家庭を育て、隣人互いに助けあって住みよいまちをつくりまします。</li><li>1 スポーツに親しみ、心身ともに健康で、自己の職業を通して豊かなまちをつくりまします。</li></ol> |
| <p>菖蒲町<br/>菖蒲町民憲章</p> <p style="text-align: right;">昭和 59 年 5 月 5 日<br/>告示第 19 号</p> <p>見沼の流れと緑豊かな美しい自然につつまれ、長い歴史と文化に培われてきた菖蒲町。この郷土に住む私たちは、先人の文化や伝統を尊び、明るく豊かな理想郷を築くため、ここに菖蒲町民憲章を定めます。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 自然を守り 花や緑を愛し 美しい菖蒲をつくりましょう。</li><li>1 楽しく働き 家庭を大切にし 豊かな菖蒲をつくりましょう。</li><li>1 教養を深め スポーツに親しみ 明るい菖蒲をつくりましょう。</li><li>1 善意をひろめ 互いに助け合って しあわせな菖蒲をつくりましょう。</li><li>1 平和を愛し きまりを守り 住みよい菖蒲をつくりましょう。</li></ol>  |

栗橋町

栗橋町民憲章

昭和 57 年 8 月 1 日

告示第 60 号

わたくしたちは、大いなる利根川とともに歩んだ、ゆたかな歴史と伝統をたいせつにし、さらに、自然と文化にみちた、住みよいまちにするために、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、環境をととのえ、水と緑の、美しいまちをつくりましょう。
- 1 教養をたかめ、スポーツに親しみ、文化の香りあるまちをつくりましょう。
- 1 心のふれあいをたいせつにし、助けあい励ましあって、しあわせなまちをつくりましょう。
- 1 すべての人権を尊重し、あいての身になって考え、あかるいまちをつくりましょう。
- 1 働くことをよろこび、産業をさかんにし、活気あるまちをつくりましょう。

鷺宮町

町民憲章

平成 7 年 10 月 29 日制定

わたくしたちは、鷺宮町の歴史と自然の恵みのもとに、一人ひとりを大切に、だれもが明るく健康で思いやりをもち、未来に向かってより豊かな住みよい郷土を築くために、町民のかぎりない願いをこめてこの町民憲章を定めます。

- 1 心身ともに健康でゆたかな人間性をめざします。
- 1 わけへだてのない思いやりの心を育てます。
- 1 文化を愛し自然とともに生きることをちかいます。
- 1 心のふれあう住みよい町をつくりまします。

## 久喜市

### 「人間尊重・平和都市」宣言

平成元年7月1日制定

私たちは、お互いの人格を尊重し、恒久平和を願って、ここに「人間尊重・平和都市」を宣言します。

我が国は、崇高な理想を掲げた平和憲法に基づき、世界の平和と繁栄のため日夜努力してまいりました。その結果、今日では世界の国民総生産(GNP)の1割以上を占める豊かな国になりました。

しかし、私たち国民はこうした平和で恵まれた日々の生活にいつの間にか慣れてしまい、物質中心の考え方が醸成された結果、人間の尊さや平和の大切さに無関心となっていることも、一方においてまた事実であるといえます。

私たちは、こうした今日の現状にかんがみるとき、「物」の時代から「心」の時代へと移行しつつある今こそ、すべての中心が「人間」であり、また過去の過ちを風化させないだけでなく、積極的に努力して平和を作り出すといった新たな決意をしなければならないときだといえます。

私たちは、日本国憲法の下で、1人ひとりが人間として大切にされ、社会の一員として重きを置かれる平和なまちを築いていく責務を負っており、私たちの不断の努力によって、そうした社会を実現することこそが、我が国の平和、ひいては世界の平和に結びつくものと確信するものであります。

そこで、久喜市は市民とともに、個人の人格をお互いに尊重し、認めあいながら平和で暮らしやすい郷土の建設を目指し、「人間尊重・平和都市」宣言を行うものであります。

## 菖蒲町

### 非核・平和都市宣言

昭和62年9月17日議決

世界の平和と安全は、人類共通の願望であり、人類生存の不可欠の要件である。

さきの第2次世界大戦で、わたくしたち菖蒲町民も大きな被害を被ったことは、永久に忘れ得ぬところであり、世界と日本の不戦と平和は、わたくしたち菖蒲町民の等しい願いである。

しかし、米・ソの軍縮交渉は遅々として進まず、核軍備の競争は一層の激しさを加え、世界の平和と安全に重大な脅威をもたらしつつづけている。

我が国は、世界唯一の核被爆国として、非核三原則を堅持し、あの広島・長崎の惨禍を二度とくりかえすことのないよう核兵器の開発・保有・実験のすべての廃絶を世界に訴えつつづけていかなければならない。

わたくしたち菖蒲町民は、平和憲法の理念に基づき、あらゆる国のあらゆる核兵器が完全に廃絶されることを心から願い、平和で安全な菖蒲町を築くため、一層の努力をにつづけることを誓い、ここに菖蒲町は、非核・平和都市であることを宣言する。

栗橋町

栗橋町平和都市宣言

平成元年 3 月 29 日

告示第 27 号

大いなる利根川と古き歴史に調和した平和な都市を築くことは、栗橋町民の限りない願いである。

しかし、今なお世界の核保有国が核兵器の備蓄をはじめ、軍備拡大を図っており、人類の平和と安全な生活に深刻な脅威を与えている。

わが国は、世界で唯一の核被爆国であり、私達は世界中の人々に被爆の恐さを訴え、平和憲法の精神にそって非核 3 原則の遵守と白い鳩が舞う恒久平和を強く願うものである。

栗橋町は、緑と水のいろどる田園都市をめざし、全町民の平和を願う心を結集して、ここに『平和都市』であることを宣言する。

栗橋町健康福祉都市宣言

平成 9 年 9 月 29 日

告示第 7 号

利根川のおおらかな流れと豊かな歴史が、この町の風土をつちかい、あたたかな心をはぐくんできました。

このまちのすべての人が、健康でいきいきと暮らせるように

このまちのすべての人が、いつくしみ支えあえるように

これらの願いを私たちの総意として確認し、ここに「健康福祉都市栗橋」を宣言します。

1 私たちは、このすばらしいふるさとを大切にしながら、健やかに生きがいを持って、日々、心豊かに暮らせるまちにしていきます。

1 世代や障害を超えてふれあい、ともに支えあいながら、安心して暮らせる、やさしさにあふれたまちを築いていきます。

## 鷺宮町

### 鷺宮町「人権尊重・平和都市」宣言

平成5年9月1日

告示第36号

私たちは、お互いの人権を尊重し、恒久平和を願ってここに「人権尊重・平和都市」を宣言します。

我が国は、崇高な理想を掲げた平和憲法に基づき、世界の平和と繁栄のため日夜努力してまいりました。その結果、世界に類を見ない早さで経済成長をとげました。

しかし、私たち国民はこうした平和で恵まれた日々の生活に慣れてしまい、物資中心の考え方が醸成された結果、人間の尊さや平和の大切さに無関心となっており、利己主義、人命の軽視の社会風潮があらわれ、人権を尊重する思想の低下が見受けられるのは誠に憂慮すべきものである。

私たちは、こうした今日の現状にかんがみるとき、「物」の時代から「心」の時代へと移行しつつある今こそ、すべての中心が「人間」であることに基本において、平和で、しかも幸せで生きがいのある生活をすべての人が享受できる社会を実現しなければなりません。

よって、人権尊重の精神を全町民に築きあげ、あらゆる差別のない平和で安心して暮らせる社会の実現を目指して鷺宮町を「人権尊重・平和都市」とすることを宣言する。

## 合併協定項目協議資料

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会

| 合併協定項目                | 19 慣行の取扱い  |
|-----------------------|--|
| 2 先進地事例（県内・新設合併）      |  |
| 新市町名<br>（合併期日）        | 調整方針   |
| 秩父市<br>（H17. 4. 1）    | <p>(1) 市章、市民憲章、市の花・木・鳥については、新市において定める。</p> <p>(2) 各種宣言については、現行の宣言を尊重し、新市において定める。</p> <p>(3) 表彰制度については、新市において新たな制度を創設する。</p> <p>なお、既に受賞された名誉市町村民の待遇については、新制度に引き継ぐ。</p>  |
| 熊谷市<br>（H17. 10. 1）   | <p>(1) 市章、市歌、市民憲章及び市の花・木・鳥については、新市において定める。</p> <p>(2) 表彰制度については、新市において再編する。ただし、現在の名誉市民、名誉町民は、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(3) 各種宣言、都市間交流については、新市において検討する。</p>  |
| 春日部市<br>（H17. 10. 1）  | <p>慣行の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市章、市民憲章、市の花、市の木、市歌、市のマーク及び表彰制度については、新市において新たに定める。</p> <p>(2) 都市宣言、友好都市については、原則として現行のとおり存続するが、新市においてこれまでの経緯、提携先及び関係団体の意向を踏まえ調整する。</p> <p>(3) まつり及び各種イベントについては、原則として現行のとおり存続するが、新市において関係団体の意向を踏まえ調整する。</p> |
| ふじみ野市<br>（H17. 10. 1） | <p>市町章、憲章、花木鳥などの慣行については、新市において検討するものとする。ただし、従来の実績等を勘案し、新市に引き継ぐべきものについては、新市において継続するものとする。</p>   |
| 小鹿野町<br>（H17. 10. 1）  | <p>(1) 町章、町民憲章、町の花・木・鳥については、新町において定める。</p> <p>(2) 各種宣言については、現行の宣言を尊重し、新町におい</p>  |

## 合併協定項目協議資料

久喜市・菖蒲町・栗橋町・鷲宮町合併協議会

| 合併協定項目               | 19 慣行の取扱い  |
|----------------------|--|
| 新市町名<br>(合併期日)       | 調整方針   |
|                      | <p>て定める。</p> <p>(3) 表彰制度については、新町において新たな制度を創設する。</p> <p>なお、既に受章された名誉町村民の待遇については、新制度に引き継ぐ。</p>   |
| 深谷市<br>(H18. 1. 1)   | <p>(1) 市章については、合併後1年を目途に再編する。</p> <p>(2) 市の花・木等については、合併後再編する。</p> <p>(3) 市民憲章については、合併後再編する。</p> <p>(4) 宣言については、合併後再編する。</p> <p>(5) 市表彰等については、合併後1年を目途に再編する。</p> <p>(6) 名誉市民表彰については、合併後1年を目途に再編する。既に称号を贈られている名誉市町民は、新市に引き継ぐ。</p> <p>(7) 市長の主催する儀式(行事)については、合併後1年を目途に再編する。それまでの間は、現行のとおりとする。</p> |
| 神川町<br>(H18. 1. 1)   | <p>(1) 町章、町民憲章及び町の花・木・鳥は、新町において新たに定める。</p> <p>(2) 表彰制度、宣言については、新町において調整する。</p> <p>(3) 名誉町民表彰については、新町において新たな制度を創設する。</p> <p>(4) 町歌については、新町において検討する。</p>   |
| 本庄市<br>(H18. 1. 10)  | <p>(1) 市章、市民憲章、市の花木鳥は、新市において新たに定める。</p> <p>(2) 表彰制度、宣言については、新市において調整する。</p> <p>(3) 名誉市民表彰については、新市発足後において新たな制度を創設する。</p> <p>(4) 市民歌については、新市において検討する。</p>  |
| ときがわ町<br>(H18. 2. 1) | <p>(1) 村章、村の花等、村民憲章、宣言、村表彰等については、新町において再編する。</p> <p>(2) 名誉村民制度については、新町において再編する。</p> <p>(3) 村長的主催する儀式(行事)については、新町において再編する。</p>  |